

マイナンバーカード申請サポート(福祉施設等出張訪問)

岸和田市では、市窓口への来庁が困難な老人福祉施設等への入居者及び施設利用者を対象に、市職員（※）が施設等へ訪問し、マイナンバーカード申請サポートを行います。

申請したマイナンバーカードは約1か月後に、申請者宛に郵送でお届けします。

※岸和田市から委託した民間事業者スタッフと市職員が出張訪問します。

●対象団体：市内に所在する老人福祉施設等

●申込要件：岸和田市に住民登録がありカードの申請を希望される方が、実施希望日1日あたり5名以上見込まれること

●申込受付期間：令和7年11月1日から令和8年1月30日まで（平日9:00～17:30）

●出張訪問実施期間：令和7年12月1日から令和8年2月27日まで（平日10:00～16:00の希望する時間）

1. 仮申し込み

実施希望日の
4週間前まで



専用コールセンター050-1753-1632までお電話いただき、希望の日程をお知らせください。
※希望者多数の場合は実施できない場合があります。お早めにお電話ください。

実施可能日：平日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
午前10時から午後4時までの希望時間

2. 本申し込み

実施日の
3週間前まで



実施日が決定したら、専用コールセンターから電話連絡します。
(電話連絡は、仮申し込みから2～3日程度要します)

申込書を提出してください。（専用フォーム、電子メール）
※「申請予定者名簿」を3. 訪問して打ち合わせの際に提出していただきますので、書類の作成をお願いします。様式は、市のホームページに掲載しています。

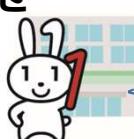


専用フォームQRコード

<https://logoform.jp/form/heqL/1241522>

3. 訪問して打合せ

実施日の
2週間前まで



岸和田市から委託した民間事業者スタッフが訪問し、実施について打合せをします。
※あらかじめ記入必要な書類をお渡しします。実施日当日までに書類の作成をお願いします。

提出書類：「マイナンバーカード申請予定者名簿」

4. 実施日当日



岸和田市から委託した民間事業者スタッフと市職員が訪問し、マイナンバーカード申請サポートをします。

※受付の際、担当者1名の同席をお願いします。（申請者の介助、書類への記入（代筆）、説明等）

- ①本人確認書類（原本）の提示（コピーをとらせていただきます）
- ②書類への記入・自署できない場合は押印
- ③顔写真撮影
- ④市職員による本人確認

ご用意いただく書類：申請予定者全員分の「暗証番号設定依頼書」

申請予定者全員分の「個人番号カード顔写真証明書」

申請予定者全員分の本人確認書類（原本）

5. カードのお届け

申請から
約1か月後



カードは本人宛に郵送（転送不要・簡易書留）で、お届けします。



【カード更新の方の旧カードについて】

申請受付の際に、①～③のいずれかを選んでいただきます。

- ①申請受付時に、旧カードを回収（約1か月間、カードが手元にない期間が生じます）
- ②後日、市から委託した民間事業者スタッフが改めて施設等を訪問し、旧カードを回収（約1週間、カードが手元にない期間が生じます）
- ③旧カードと引換で新カードの受け取りを希望する（市役所市民課に来庁いただく必要があります）

【問合せ】岸和田市マイナンバーカード申請サポート（出張訪問）専用コールセンター

平日9:00～17:30 050-1753-1632

1. 対象団体

問1 入所（入居）施設ではないですが、出張申請の実施は可能ですか。

答1 出張申請実施日（1日あたり）のマイナンバーカードの申請を希望する者が5名以上申請会場におられることが見込まれれば、実施可能です。

2. 施設側で用意するもの

問2 出張申請を実施するにあたって、施設側では何が必要ですか。

答2 次のものを提供していただく必要があります。

（1）会場となる場所としては、8名程度の人が入れる広さが必要

（書類記入スペース、写真撮影スペース、書類確認スペース、プリンター等の機材設置スペースが必要。）

（2）机、椅子（申請の受付、申請書類の確認）

（3）プリンター2台分の電源（コンセント）

（4）申請会場まで申請者を誘導、介助、書類代筆等を行う施設の担当者（担当者1名を会場に同席いただきます）

3. 実施日当日の流れ

問3-1 マイナンバーカード申請サポート（出張訪問）実施の際は、市から何名程度の職員の訪問がありますか。

答3-1 市から委託した民間事業者スタッフ3名、市職員2名の計5名でお伺いさせていただきます

問3-2 申請会場に施設担当者がいる必要がありますか。

答3-2 当日の申請サポートスタッフとの連絡のための施設の担当者1名の同席をお願いします。

（申請会場まで申請者を誘導またはお部屋への案内、本人確認書類（原本）の提示、本人の意思確認のうえ、書類代筆等）

問3-3 開催日当日の手続き時間はどれくらいですか。

答3-3 手続きをどなたが主体的に行うかで時間が異なります。

（1）申請者本人が申請手続き及びマイナンバーカードについての説明を聞き、本人の意思の元、本人が暗証番号を決定し、本人が書類に記入いただく場合

・・・1人あたり1時間程度（1日あたりの申し込み人数の上限目安は5～6名）

（2）申請者本人の自署が必要な書類のみ本人の意思を確認したうえで本人に自署してもらい、その他は施設担当者による手続きの場合

・・・1人あたり20～30分程度（1日あたりの申し込み人数の上限目安は10～15名）

（3）予め施設側で申請者本人のマイナンバーカード申請の意思を確認したうえで、書類の作成等はすべて施設担当者が行い（代筆+押印）、本人の同席は顔写真撮影及び市職員による本人確認の時だけの場合

・・・1人あたり10～20分程度（1日あたりの申し込みの上限目安は15～30名）

※12時～13時の時間帯をまたいでの開催となる場合は、昼休憩の時間を設けさせていただきます

問3-4 申請者本人が会場まで移動することが困難です。

答3-4 お部屋に入らせていただくことが可能であればお部屋まで伺い、お部屋で手続き（顔写真撮影及び本人確認）させていただきます。

問3-5 交付申請書の自署が困難です。

答3-5 申請者本人の印鑑をご用意ください。交付申請書の自署が困難な場合には、押印により本人の意思が確認できれば、代筆も可能です。

問3-6 写真撮影時、無帽、正面、無背景の写真を撮影することが困難です。

答3-6 やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合は、交付申請書の表面の氏名欄に「病気により片目が開かない」「〇〇（医療上の理由）により日常的にウィッグ、眼帯やサングラスを着用している」「けがにより包帯を巻いている」「障がいがあり座位が保てない」「寝たきりのため枕やシーツが映りこんでいる」等具体的に理由を記載することで、その写真を利用して申請可能となることがあります。